

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（報酬等）

第5条 館長の報酬、期末手当及び費用弁償は、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）の定めるところによる。

2 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものである。